

〈中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項〉

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法により行っております。
その他有価証券・・・・・・・・・・・・ 時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
(2) 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〈中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更〉

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が当中間会計期間から適用されることになったことから、以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」としております。なお、当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,252,213百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

（ストック・オプション等に関する会計基準）

「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を当中間会計期間から適用しております。この変更による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

（企業結合に係る会計基準等）

「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成15年10月31日））、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を当中間会計期間から適用しております。

〈注記事項〉

(中間貸借対照表関係)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2 百万円
- 偶発債務
株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して95,475百万円の保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 営業外収益のうち主要なもの
受取利息 208 百万円
- 営業外費用のうち主要なもの
支払利息 550 百万円
支払手数料 179 百万円
創立費償却 150 百万円
- 減価償却実施額
有形固定資産 0 百万円
無形固定資産 6 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当社の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位 株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6,307.15	702.81	77.62	6,932.34	(注) 1, 2
第一種優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 3
第二種優先株式	—	100,000	100,000	—	(注) 4
第三種優先株式	—	500,000	500,000	—	(注) 5
合 計	6,307.15	635,702.81	635,077.62	6,932.34	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加702.81株は、端株の買取りによるものであります。
- 2 普通株式の自己株式の減少77.62株は、端株の売渡し及びストックオプションの権利行使によるものであります。
- 3 第一種優先株式の自己株式の増加35,000株は、平成18年5月17日に定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得によるものであります。また第一種優先株式の自己株式の減少35,000株は、平成18年5月17日に自己株式の消却を実施したことによるものであります。
- 4 第二種優先株式の自己株式の増加100,000株は、平成18年5月17日及び同年9月6日に定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得によるものであります。また第二種優先株式の自己株式の減少100,000株は、平成18年5月17日及び同年9月6日に自己株式の消却を実施したことによるものであります。
- 5 第三種優先株式の自己株式の増加500,000株は、平成18年9月29日に定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得450,000株及び第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得50,000株によるものであります。また第三種優先株式の自己株式の減少500,000株は、平成18年9月29日に自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合関係)

共通支配下の取引等関係
中間連結貸借対照表注記41に記載しております。

(重要な後発事象)

1. 当社は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第三種優先株式に関し、次のとおり自己の株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第155条第3号及び第156条第1項の規定に基づく自己の株式の取得枠の範囲内で行うものです。

第三種優先株式

- (1) 取得・消却株式の総数 195,000株
(2) 取得価額の総額 222,241,500,000円

2. 当社は、平成18年10月13日開催の取締役会において、自己の株式の取得枠設定等を決議し、当該決議に基づき平成18年10月17日に自己の株式の取得を実施しております。

(1) 自己の株式の取得枠設定等に関する取締役会の決議内容

① 平成18年6月29日付定時株主総会決議等に基づく自己の株式の取得

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (イ) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (ロ) 取得する株式の数 | 60,466株(上限) |
| (ハ) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額 | 79,639,200,000円(上限) |
| (ニ) 取得期間 | 平成18年10月16日から平成18年12月29日まで |

② 当社定款第8条の規定に基づく自己の株式の取得枠

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (イ) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (ロ) 取得する株式の数 | 6,700株(上限) |
| (ハ) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額 | 10,000,000,000円(上限) |
| (ニ) 取得期間 | 平成18年10月16日から平成18年12月29日まで |

(2) 自己の株式の取得

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得した株式の数 | 60,466株 |
| ③ 取得価額(総額) | 1,270,000円(総額 76,791,820,000円) |
| ④ 取得方法 | 東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け |

なお、株式会社整理回収機構が当社普通株式60,466株(同機構が保有していた当社発行の第三種優先株式50,000株(取得請求総額50,000百万円)の平成18年9月29日付取得請求権行使により、当社が同機構宛に交付した当社普通株式の全部)を、平成18年10月17日に76,791,820,000円にて売却したことが、預金保険機構から公表されております。